

○逗子市市民活動支援補助金システム要綱

平成26年4月1日

逗子市要綱

改正 平成28年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則（平成3年逗子市規則第16号）に定めるもののほか、公益的な市民活動を行う団体を育成していくとともに、様々な地域課題の解決を図ることを目的とした市民活動支援補助金システムを運用し、予算の範囲内において市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 補助金を申請できる者は、市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会、企業、大学その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体（以下「団体等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第4条のステップ1については、団体等の設立前であっても申請することができる。

- (1) 構成員が3人以上であり、かつ、構成員の2分の1以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 同一の会計年度において、逗子市から同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 団体の活動が今後も継続する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、補助金を申請することができない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とするもの
- (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的に活動するもの
- (3) 団体等の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者（以下単に「暴力団」という。）を含むもの

(4) 団体等の構成員に暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者を含むもの

(5) その他市長が適当でないとするもの
(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、団体等が行う公益的・社会貢献的な市民活動であって、主たる活動が逗子市内の活動であるもの又は活動の拠点が逗子市内にあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は特定の団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙活動に関わるもの
- (4) 国、地方公共団体その他の団体から当該事業に助成等を受けているもの
(補助金の種類及び補助金額)

第4条 補助金の種類及び補助金額等は、次のとおりとする。

補助金の種類	対象経費	補助金額	備考
ステップ1	市民活動を立ち上げ、又は市民活動を軌道に乗せるために要する初期的経費	50,000円を上限とし、市長が必要と認めた額	1 申請者につき1回の交付とし、団体の活動を軌道に乗せるために必要と判断される場合には、第2年度に上限額の2分の1、第3年度に上限額の4分の1までの補助金を交付することができるものとし、最大で3年間交付することができる。
ステップ2	団体等の活動を更に発展させるために必要な経費	200,000円を上限とし、かつ、当該事業の実施に必要な経費の	同一事業につき1回の交付とし、複数年実施することにより、さらなる効果が期

		2分の1以内の額で、市長が必要と認めた額	待できる場合には、最大で3年間交付することができる。
--	--	----------------------	----------------------------

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、逗子市市民活動支援補助金交付（変更交付）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体等概要書（第4号様式）
- (4) 団体等の名簿及び規約、会則又は定款
- (5) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、逗子市市民活動推進システムに係る補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査を諮問しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、逗子市市民活動支援補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、補助金の交付申請額を変更しようとするときは、逗子市市民活動支援補助金交付（変更交付）申請書を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額を増額申請することはできない。

(変更交付の決定)

第8条 市長は、補助金の変更交付を決定したときは、逗子市市民活動支援補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(中止の承認)

第9条 第6条又は前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業を中止又は廃止しようとするときは、逗子市市民活動支援補助金中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、逗子市市民活動支援補助金中止（廃止）承認決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、逗子市市民活動支援補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
- (補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助金の交付決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、逗子市市民活動支援補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合で既に補助金が交付されているとき又は第11条第1項ただし書の規定により、補助金の全部又は一部の交付を受けた場合でその額が当該事業等に係る補助すべき額を超えて交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月1日）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

逗子市市民活動支援補助金交付（変更交付）申請書

年 月 日

逗子市長

団体等の名称 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____ ㊟

このことについて、逗子市市民活動支援補助金システム要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

- 1 補助金の種類 ・ステップ1
 ・ステップ2（新規・既存-拡充・既存-公益性）
（希望する補助金の種類を○で囲んでください。）

- 2 事業名 _____
※ステップ1を申請する場合は不要です。

- 3 申請する補助金額 _____ 円

- 4 過去の市民活動支援補助金交付実績（年度、種類）

- 5 添付書類
(1) 事業計画書（第2号様式）
(2) 収支予算書（第3号様式）
(3) 団体等概要書（第4号様式）
(4) 団体等の名簿及び規約、会則又は定款

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

補助金の種類	ステップ1、ステップ2（新規・既存-拡充・既存-公益性）
事業の名称	

事業の内容

(1) 事業の目的 （※ステップ1は活動の目的を記入）	
(2) 実施時期・期間	
(3) 実施場所	
(4) 主な対象者	
(5) 実施内容・ 実施手法・ 事業スケジュール （※ステップ1は活動内容を記入）	
(6) 期待する成果	
(7) アピールする点 （事業の特徴、独自性、先駆性等）	
備考	

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

団体等の名称 _____

事業名 _____

1 収入の部

項目	予算額（円）	積算内訳
合計		

2 支出の部

項目	予算額（円）	積算内訳
合計		

※添付書類

- 1 積算根拠となる見積書、単価表等を添付してください。
- 2 利用者負担金等を徴収する場合には、その金額の根拠となる資料を添付してください。

第4号様式（第5条関係）

団体等概要書

団体等の名称		
団体等の所在地等	所在地	(〒 -)
	代表者氏名	
	ホームページURL	
設立年月日	年 月 日	
主な活動分野		
会員数	人（うち逗子市民 人）	
主な活動実績		
主な活動地域		
添付書類		

第5号様式（第6条関係）

逗子市市民活動支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

団体等の名称

代表者氏名

逗子市長

印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次のとおり決定したので、逗子市市民活動支援補助金システム要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 交付・不交付の別 交付 不交付

3 交付決定額 円

<不交付理由>

第6号様式（第8条関係）

逗子市市民活動支援補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

団体等の名称

代表者氏名

逗子市長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次のとおり決定したので、逗子市市民活動支援補助金システム要綱第8条の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 承認・不承認の別 承認 不承認
- 3 変更後の交付決定額 円

<不承認理由>

第7号様式（第9条関係）

逗子市市民活動支援補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

逗子市長

団体等の名称 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

逗子市市民活動支援補助金システム要綱第9条第1項の規定により、事業の中止（廃止）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 中止（廃止）の理由

第8号様式（第9条関係）

逗子市市民活動支援補助金中止（廃止）承認決定通知書

第 号
年 月 日

団体等の名称

代表者氏名

逗子市長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、次のとおり決定したので、逗子市市民活動支援補助金システム要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 承認・不承認の別 承認 不承認

<不承認理由>

第9号様式（第10条関係）

逗子市市民活動支援補助金実績報告書

年 月 日

逗子市長

団体等の名称 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

逗子市市民活動支援補助金システム要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業名	
事業の 成果・内容	
補助事業等の 経費精算額	
交付決定額	
既交付額	
補助事業等の 完了年月日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（領収書等の写しを添付） <input type="checkbox"/> 作成資料 <input type="checkbox"/> 活動中の写真 <input type="checkbox"/> その他

第10号様式（第11条関係）

逗子市市民活動支援補助金交付請求書

年 月 日

逗子市長

団体等の名称 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____ ㊟

年 月 日付で交付決定のあった逗子市市民活動支援補助金として、次のとおり交付されるよう逗子市市民活動支援補助金システム要綱第11条第2項の規定により請求します。

請求額 _____ 円

(内訳)

交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
未交付額	円

振込先

金融機関名		銀行			本店		
		信用金庫			支店		
		信用組合			出張所		
種別	普通当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

第1号様式（第5条関係）

（平成28年1月1日・全改）

第2号様式（第5条関係）

（平成28年1月1日・全改）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

（平成28年1月1日・全改）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第9条関係）

第8号様式（第9条関係）

第9号様式（第10条関係）

第10号様式（第11条関係）